

自主的避難等対象区域（いわき市）に妻子と共に居住し、原発事故によって勤務先の工場が閉鎖し、県外の工場への転勤を命じられ、単身赴任を余儀なくされた申立人の面会交通費、生活費増加分について、平成28年10月分までの損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 生活費増加費用（面会交通費）
- (2) 生活費増加費用（二重生活）

2 期間

- (1) 上記1（1）につき、平成27年11月1日～平成28年10月31日
- (2) 上記1（2）につき、平成27年9月1日～平成28年10月31日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金309,610円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 生活費増加費用（面会交通費） | 99,610円 |
| (2) 生活費増加費用（二重生活） | 210,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年7月20日

(仲介委員 脇奈穂子)